宿泊約款

（摘要範囲）

第１条　１．当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

２．当館が法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申し込み）

第２条　１．当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

（１）宿泊者名

（２）宿泊日および到着予定時刻

（３）宿泊料金（原則として別表第１の基本宿泊料による。）

（４）その他当館が必要と認める事項

２．宿泊客が、宿泊中に前項第２号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立等）

第３条　１．宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

２．前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（３日を越えるときは３日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

３．申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第６条および第１８条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第１２条の規定による料金の支払いの際に返還します。

４．第２項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期間を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

（申込金の支払いを要求しないこととする特約）

第４条　１．前条第２項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払を要求しないこととする特約に応じることがあります。

２．宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第２項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

（宿泊契約締結の拒否）

第５条　１．当館は、次にあげる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

（１）宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

（２）満室により客室の余裕がないとき。

（３）宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

（４）宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。

ロ．暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ．法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。

（５）宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

（６）宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

（７）宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。

（８）天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

（９）富山市旅館業法施行条例　第５条の規定する場合に該当するとき。

（宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。）

（宿泊客の契約解除権）

第６条　１．宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

２．当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第３条第２項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第２にあげるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第４条第１項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

３．当館が、宿泊客が連絡しないで宿泊日当日の午後８時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を２時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当館の契約解除権）

第７条　１．当館が次にあげる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

（１）宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。

（２）宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ．暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。

ロ．暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ．法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。

（３）宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

（４）宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

（５）宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。

（６）天災など不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

（７）富山市旅館業法施行条例　第５条の規定する場合に該当するとき。

（宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。）

（８）寝室で寝たばこ、消防用設備などに対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

２．当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービスなどの料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第８条　１．宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

（１）宿泊客の氏名、年令、性別、住所、および職業

（２）出発日および出発予定時刻

（３）その他当館が必要と認める事項

２．宿泊客が第１２条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカードなど通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

（客室の使用時間）

第９条　１．宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後２時から翌日午前１１時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日および出発日を除き、終日使用することできます。

２．当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次にあげる追加料金を申し受けます。

（１）１４：００まで　室料の３０％

（２）１８：００まで　室料の５０％

（３）１８：００以降　室料の１００％

（利用規則の遵守）

第１０条　１．宿泊客は、当館内においては、当館が定めた規則に従っていただきます。

（営業時間）

第１１条　１．当館の主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の提示、客室のインフォメーションなどでご案内いたします。

（1）午後１１時より午前7時まで、館内の出入口は施錠いたします。ご用の際は、インターホンにてフロントまでご連絡ください。

（2）飲食（施設）サービス時間

レストラン「シャトー」朝食（予約制）　０７：００～０９：００、

ランチ　１１：３０～１４：００（月曜定休日）

ドリンクのみ　１４：００～１７：００（営業除外日あり。お問い合わせください）

ディナー　１７：３０～２１：３０　※予約制

２．前項の時間は、必要やむを得ない場合には随時に変更することがあります。その場合は適当な方法をもってお知らせします。

（料金の支払い）

第１２条　１．宿泊客が支払うべき宿泊料金などの内訳およびその算定方法は、別表第１にあげるところによります。

２．前項の宿泊料金などの支払いは、通貨または宿泊券、クレジットカードなどこれに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当館が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。

３．当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（当館の責任）

第１３条　１．当館は、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

２．当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等の対処をするため、旅館賠償責任保険に加入しております。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

第１４条　１．当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による宿泊施設を斡旋するものとします。

２．当館は、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館が責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

（寄託物などの取扱い）

第１５条　１．宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損などの損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き当館は、その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当館がその種類および価額の明示を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は、５万円を限度としてその損害を賠償します。

２．宿泊客が、当館内にお持込みになった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意または過失により滅失、毀損などの損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価額の明告のなかったものについては、５万円を限度として当館はその損害を賠償します。

（宿泊客の手荷物または携帯品の保管）

第１６条　１．宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

２．宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当館に置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め７日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

３．前２項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当館の責任は第１項の場合にあっては前条第１項の規定に、前項の場合にあっては同条第２項の規定に準じるものとします。

（駐車の責任）

第１７条　１．宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車輌のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車輌の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

（宿泊客の責任）

第１８条　１．宿泊客の故意または過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第１　宿泊料金当の内訳（第２条第１項および第１２条第１項関係）

		内容
宿泊客が 支払うべき 総額	宿泊 料金	①　基本宿泊料（室料） ②　サービス料（①×１０％）
	追加 料金	③　飲食料およびその他の利用料金 ④　サービス料（③×１０％）
	税金	イ．消費税 ロ．特別地方消費税

（注）税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第２　違約金（第６条第２項関係）

		不泊	当日	前日	９日前
一般	１４名まで	１００％	８０％	２０％	
団体	１５名～９９名まで	１００％	８０％	２０％	１０％

（注）１．％は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

２．契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、１日分（初日）の違約金を収受します。

３．団体客（１５名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の１０日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の１０％（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金をいただきません。